

# 郡山市農業委員会障害者活躍推進計画

令和2年4月

## 1 策定にあたって

### (1) 農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題

農業委員会事務局においては、各任命権者からの出向者を事務局職員等に任命しており、農業委員会事務局単独での職員の募集・採用はありません。

過去に身体障害を持つ職員が在籍したことはあり、現在も身体障害を持つ会計年度任用職員が配置されておりますが、これまで個人毎に異なる障害の程度や特性に対応できており、大きな問題は生じなかったことから組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

このような中、平成元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務付けられました。

今般の法改正に合わせ、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することができるよう、本計画を策定しました。

### (2) 策定主体

郡山市農業委員会で障害者の活躍推進に向けた取組を推進するため本計画を策定し、市長部局と互いに連携して対応していきます。

### (3) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、後述する取組内容を実施してみて、問題が生じていないか、毎年度、把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

策定又は改定を行った本計画を、郡山市委員会事務局職員に対して電子メール及び紙媒体により周知するとともに、本委員会のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

少なくとも年1回は次項で設定する目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等について周知・公表します。

## 2 農業委員会事務局における障害者雇用等の目標

### (1) 採用に関する目標

- 採用権限がないため設定なし  
(評価方法) なし

### (2) 定着に関する目標

- 障がい者が配置された際は、不本意な離職者を生じさせない。

### 3 取組内容

#### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者に**農業委員会事務局長**（人事担当責任者）を選任します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

#### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、郡山市保健福祉部障害福祉課や郡山市保健所にその特性や程度について情報提供を求めるとともに処遇について助言を乞うなどしつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

#### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
  - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

#### (4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。